

事業所概要

「合同会社 MasterPiece リハビリ特化型デイサービス ReLIFE」

- | | | |
|-----|------------|---|
| 1 | 申請者名 | 合同会社 MasterPiece |
| 2 | 主たる事務所の所在地 | 茨城県守谷市松前台一丁目 1 5 番地 1 5 |
| 3 | 法人代表者氏名 | 代表社員 小嶋 亮平 |
| 4 | 事業所名 | リハビリ特化型デイサービス ReLIFE |
| 5 | 事業所の所在地 | 茨城県守谷市松前台一丁目 1 5 番地 1 5 |
| 6 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 7 | 指定年月日 | 令和 8 年 4 月 1 日 |
| 8 | 指定の有効期限 | 令和 1 4 年 3 月 3 1 日 |
| 9 | 利用者数の上限 | 午前 1 0 人、午後 1 0 人 |
| 1 0 | サービス提供時間 | ・午前 9 時 00 分から正午
・午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分 |
| 1 1 | 従業者数 | 3 人
(管理者兼機能訓練指導員 1 人、生活相談員 1 人、
介護職員 1 人) |
| 1 2 | 基本方針 | 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練など各種サービスの提供を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを基本方針とする。 |
| 1 3 | 運営の方針 | (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
(2) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
(3) 介護保険法その他の法令、「守谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。 |
| 1 4 | 事業所の特徴 | 当該事業所は、事業所名にもあるとおりリハビリに特化し、簡易的な体操だけではなく、専門的な知見を交えた体操の提供が可能であり、歩行能力を最大限に引き出す事を目標にサービスを提供していく。 |